

# 令和元年度 インフルエンザ予防接種助成事業実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、公立学校共済組合秋田支部（以下「共済組合」という。）と、秋田県教育関係職員互助会（以下「互助会」という。）が実施するインフルエンザ予防接種助成事業について、必要な事項を定めるものとする。

## (助成)

第2条 共済組合及び互助会は、組合員及び会員が令和元年10月1日以降にインフルエンザの予防接種を行った場合、1回分の接種費用に限り、その費用を助成する。

2 組合員及び会員についての助成額は、1,500円を限度とし、共済組合から1,000円、互助会から500円助成する。

3 接種費用が1,500円に満たない場合は、共済組合が1,000円までを助成し、1,000円を超える金額を互助会が助成する。

4 共済単独組合員又は互助単独会員についての助成額は、1,000円を限度とする。

5 他の団体等において接種費用の助成を受けたときは、その額を控除した費用から助成する。

## (助成対象期間)

第3条 助成対象期間は、令和元年10月1日から令和2年2月29日までに接種したものとする。

## (申請方法)

第4条 助成を受けようとする組合員及び会員は、様式に接種した事実を証する領収書等を添付し申請するものとする。

## (申請期間)

第5条 申請の期間は、令和2年3月13日までとする。

## (助成金の交付)

第6条 共済組合及び互助会は、申請が正当であると認めるときは、原則として、申請者が登録している口座に助成金を払い込むものとする。

## (費用負担)

第7条 助成金の支給に要する費用は、共済組合及び互助会がそれぞれ負担する。

## (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、助成事業の実施に関し必要な事項は、共済組合支部長と互助会理事長が協議のうえ定めるものとする。ただし、共済組合に関するものは支部長、互助会に関するものは理事長が別に定める。